

議員提出議案第27号

青森市議会会議規則の一部を改正する規則（可決）

青森市議会会議規則（平成十七年青森市議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八節 表決（第六十七条 第七十七条）
第九節 会議録（第七十八条 第八十二条）」

「第八節 表決（第六十七条 第七十七条）
第九節 公聴会、参考人（第七十八条 第八十四条）
第十節 会議録（第八十五条 第八十九条）」

「第八十三条 第八十七条」を「第九十条 第九十四条」に、「第八十八条 第一百四条」を「第九十五条 第一百一十一条」に、「第一百五十六条」を「第一百十二条・第一百三十一条」に、「第一百七条 第一百八条」を「第一百四条 第一百五十五条」に、「第一百九条・第一百二十条」を「第一百二十六条・第一百二十七条」に、「第二百一条」を「第二百八条 第二百二十八条」に、「第二百二十二条 第二百二十九条」を「第二百三十九条 第二百四十六条」に、「第四十条 第四十四条」を「第四十七条 第一百五十一条」に、「第四十五条 第五十三条」を「第五十二条 第六十条」に、「第五十四条 第六十条」を「第六十一条 第六十七条」に、「第六十一条」を「第六十八条」に、「第六十二条」を「第六十九条」に、「第六十三条」を「第七十条」に改める。

第十七条中「第一百五十五条の二」を「第一百五十五条の三」に改める。

第三十七条第一項中「第三十五条」を「第四十二条」に改める。

第三十八条中「第三十条」を「第四十条」に改める。

第九章中第六十三条を第七十条とする。

第八章中第六十二条を第六十九条とする。

第七章中第六十一条を第六十八条とする。

第六章中第六十条を第六十七条とし、第一百五十五条から第五十九条までを七条ずつ繰り下げる。

第一百五十四条第二項中「第六十条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、第六章中同条を第六十一条とする。

第五章中第百五十三条を第百六十条とし、第百四十五条から第百五十二条までを七条ずつ繰り下げる。

第四章中第百四十四条を第百五十一条とし、第百四十条から第百四十二条までを七条ずつ繰り下げる。

第三章中第百三十九条を第百四十六条とし、第百三十二条から第百三十八条までを七条ずつ繰り下げる。

第二章第六節中第百三十一条を第百三十八条とし、第百二十一条から第百三十条までを七条ずつ繰り下げる。

第二章第五節中第百二十条を第百二十七条とし、第百十九条を第百二十六条とする。

第二章第四節中第百十八条を第百二十五条とし、第百七条から第百十七条までを七条ずつ繰り下げる。

第二章第三節中第百六条を第百十三条とし、第百五条を第百十二条とする。

第二章第二節中第百四条を第百十一条とし、第九十九条から第百三条までを七条ずつ繰り下げる。

第九十八条第二項中「第百九条の二第四項」を「第百九条第三項」に改め、第二章第二節中同条を第百五条とし、第八十八条から第九十七条までを七条ずつ繰り下げる。

第二章第一節中第八十七条を第九十四条とし、第八十三条から第八十六条までを七条ずつ繰り下げる。

第一章第九節中第八十二条を第八十九条とし、第七十八条から第八十一条までを七条ずつ繰り下げる。

第一章中第九節を第十節とし、第八節の次に次の一節を加える。

第九節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

第七十八条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第七十九条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第八十条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で

申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第八十一条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第八十二条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第八十三条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第八十四条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 2 参考人については、前三条の規定を準用する。

別表中「(第六十一条関係)」を「(第六十八条関係)」に改め、同表議会広報委員会の項中「議会広報委員会」を「議会広報広聴委員会」に、「広報等」を「広報広聴等」に改める。

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、本会議における公聴会及び参考人制度について所要の整備を図る等のため、提案するものがある。

**議員提出議案第28号**

青森市費用弁償条例の一部を改正する条例（可決）

青森市費用弁償条例（平成十七年青森市条例第五十号）の一部を次のように改正する。  
第四条第一項中「第六十一条」を「第六十八条」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

提案理由

青森市議会会議規則の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

議員提出議案第29号

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例（可決）

青森市議会委員会条例（平成十七年青森市条例第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属、常任委員会」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第六条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第八条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の青森市議会委員会条例に規定する委員会の委員である者は、この条例による改正後の青森市議会委員会条例の規定により委員会の委員に選任されたものとみなす。

~~~~~

### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、委員会の委員の選任等について所要の整備を図るため、提案するものである。

## 議員提出議案第30号

青森市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（可決）

青森市議会政務調査費の交付に関する条例（平成十七年青森市条例第九号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

青森市議会政務活動費の交付に関する条例

第一条中「第百条第十四項及び第十五項」を「第百条第十四項から第十六項まで」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第二条第一項及び第二項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。  
第三条を次のように改める。

（交付の方法）

第三条 政務活動費は、四半期ごとに交付するものとし、各四半期の最初の月（以下「交付月」という。）に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の中途において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

第四条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「額を」の下に「四半期ごとに」を加え、同条第二項中「月の中途」を「一四半期の中途」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第三項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条に次の二項を加える。

4 政務活動費の交付を受けた会派が、一四半期の中途において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

5 政務活動費の交付を受けた会派が、一四半期の中途において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（そ

の日が基準日に当たるときは、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

第五条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「九万円を」の下に「四半期ごとに」を加え、同条第二項中「月の中途」を「一四半期の中途」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第三項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条に次の一項を加える。

4 政務活動費の交付を受けた個人交付議員又は無所属議員が、一四半期の中途において議員でなくなった場合又は会派に所属することにより個人交付議員又は無所属議員でなくなった場合は、その日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

第六条第一項及び第四項並びに第七条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第八条第一項中「毎月」を「交付月の」に、「月分」を「四半期分」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第二項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第九条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第九条 政務活動費は、会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第十条から第十二条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第十三条の見出しを「（透明性の確保）」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「行う」を「行う等、用途の透明性の確保に努める」に改める。

第十四条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動」を加える。

第十五条の見出し中「保存」の下に「及び閲覧」を加え、同条に次の一項を加える。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

一 市内住所を有する者

二 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

第十六条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第九条関係）

| 項目       | 内容                                                                             |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 調査研究費    | 会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う市の事務、地方財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費                            |
| 研修費      | 会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費                     |
| 広報費      | 会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費                                  |
| 広聴費      | 会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う住民からの市政及び会派並びに個人交付議員及び無所属議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 |
| 要請・陳情活動費 | 会派並びに個人交付議員及び無所属議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費                                          |
| 会議費      | 会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費                         |

|       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 資料作成費 | 会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費        |
| 資料購入費 | 会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 |
| 人件費   | 会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費         |
| 事務所費  | 会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費    |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の青森市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月の前月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

~~~~~

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費について所要の改正をするため、提案するものである。